

入札公告

「令和6年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県北農林事務所長 家久来 克之

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和6年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等 令和6年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月28日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。
- (5) 本公告に示した業務又はこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 労働者派遣法第35条の2及び同条の3に規定する制限期間を順守できる者であること。
- (7) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (8) 福島県内に本社または営業所等を有するものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2に掲げる事項について証明できる書類を郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年3月12日（火）午後5時15分まで（必着）

なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(2) 提出場所 〒 960-8681

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁北庁舎5階)

福島県県北農林事務所 総務部総務課

4 入札関連資料の閲覧及び入札・開札について

(1) 入札関連資料の閲覧

入札説明書等入札関連資料の閲覧期間は、公告の日から令和6年3月15日(金)までとし、福島県県北農林事務所総務部のホームページ(URL:

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36210a/kenpokunorin-monitoring.html>)において閲覧・ダウンロードすることができる。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年3月21日(木) 午前11時00分から

イ 場 所 福島県県北農林事務所 入札室・閲覧室

(3) 開札

開札は、入札終了時に入札会場で行うものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県県北農林事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札者は、派遣労働者1人1時間当たりの契約希望単価を入札書に記載すること。

また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が福島県議会において可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

(6) 本公告に関する問い合わせ先

福島県北農林事務所 総務部総務課

電 話 024-521-2589

F A X 024-521-2850

メ ー ル soumu.af01@pref.fukushima.lg.jp

※ 問い合わせは、原則、電子メールによることとするが、ファックスでの送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。